

## **【事案Ⅱ-12】災害後遺障害共済金等および災害入院共済金請求**

・ 平成 26 年 1 月 9 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

傷害共済加入者が、玄関先で転倒した後、自宅内で倒れ、病院で脳皮質下出血の手術を受け入院をしたので共済金の請求をしたところ、共済団体が脳皮質下出血は不慮の事故を直接の原因として発症した傷病と判断することができないことを理由に、災害には該当しないとして災害後遺障害共済金等および災害入院共済金を支払わないことを不服として申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

共済団体は、申立人に災害後遺障害共済金 500 万円、災害介護支援共済金 500 万円、災害入院共済金 180 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 自宅玄関先の石段を踏み外し転倒した。室内に入った後台所で倒れた。病院に搬送、脳皮質下出血の診断で手術をし、その後転院している。
- (2) 申立人は、共済団体に対し、共済金の請求をしたところ、共済金の支払事由である不慮の事故に該当しないとして、その支払いを拒まれたが、自宅玄関先石段で転倒したことが直接の原因で、脳内出血はその結果である。すなわち、転倒が「不慮の事故」に当たるのであるから、共済団体は本件共済金を支払うべきである。
- (3) 共済団体が作成した「共済金再請求に関するご説明」には、「ご申告の転倒は不慮の事故として認識しております」との記述がある。これは、本件転倒が、共済金支払事由である不慮の事故に該当することを共済団体が認めていることに外ならない。
- (4) 医療照会に対する回答については、担当をした医師は転出していることから、回答は別の医師の推察によるものである。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 共済団体と申立人との間に締結している傷害共済では、災害障害共済金及び災害入院共済金の支払要件として、「被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故（中略）を直接の原因として共済期間中に別表『身体障害等級別支払割合表』に規定する身体障害の状態になったとき」および「被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院をしたとき」と規定している。また、災害障害共済金のうち別表「身体障害等級別支払割合表」の第 1 級、第 2 級および第 3 級の 2, 3, 4 のいずれかの身体障害の状態になった場合に支払われるものを「災害後遺障害共済金」と規定しており、災害後遺障害共済金が支払われる場合に「災害介護

支援共済金」が払われる規定である。ここにいう「不慮の事故」とは、「不慮の事故等の定義とその範囲」において、「急激かつ偶然な外因による事故」と規定している。

- (2) 医療照会の結果では、入院又は障害の原因となった傷病名「脳皮質下出血」の発症原因については不明とされているものの、「少なくとも外因性のものではない」と診断されていることから、本件傷病である「脳皮質下出血」は、申立人が主張する不慮の事故を直接の原因として発症した傷病と判断することができない
- (3) 申立人が主張する「共済金再請求に関するご説明」の内容については、申立人が申告した「足を踏みはずし転倒」それ自体は不慮の事故に該当すると記載した次第である。他方、災害障害共済金および災害入院共済金の支払要件は、「不慮の事故と直接の原因として(中略)身体障害の状態になったとき」および「不慮の事故を直接の原因とする入院」と規定しており、本事案は、不慮の事故を直接の原因として発症した傷病と判断することはできない。
- (4) 申立人から提出された「障害診断書兼入院・手術証明書」を記載したのは本事案の手術を行った医師であるが、病院へ医療照会したおり同医師の転勤により、回答は別の医師がおこなった。医療照会の回答は、共済団体からの質問に対して、カルテ内容あるいは検査画像により回答を受けたものであって、信憑性のあるものである。

## ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は、認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

### (1) 不慮の事故

- ① 傷害共済約款・事業規約では、「不慮の事故……を直接の原因とする死亡および身体障害、または不慮の事故を直接の原因とする入院および通院」について、共済金を支払う旨を規定している。また、『不慮の事故』とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいうと規定している。すなわち、不慮の事故は、急激性、偶然性および外来性（外因性）の3要件が充たされなければならない。
- ② 本件被共済者の障害の原因となった傷病名は脳皮質下出血とあり、その原因については「不詳」とある。申立人は「不詳」であるから、被共済者の転倒が原因ではないという理由にはならないと主張するが、一方では、被共済者の転倒が原因となって脳皮質下出血が生じたという理由にもならない。
- ③ 申立人は、担当医師とは別の医師が医療照会の回答をしたことについて、同医師の推測にすぎないと主張するが、担当医師が転勤によって医療照会

に応じられない場合に、手術の記録・検査画像・カルテ等が存在する同病院の別の医師がこれらを見て回答に応ずるのは自然なことである。また、この医師は被共済者の手術にも立ち会ったとの記載もある。そのような医師の回答においても、「実際の原因は不明であるが、少なくとも外因性のものではない。検査画像にも外因を示す状態は認めていない」と回答されている。

- ④ 本件被共済者が脳皮質下出血を発症したという結果の原因が、外来性（外因性）のものであるという立証責任は本来共済金請求権者である申立人にある。本件は、訴訟ではないので厳格な証明を要求するものではないが、同人の転倒が原因となって脳皮質下出血が発症したという医学的根拠ないしその可能性について、申立人の主張を肯定するに足りる客観的材料は見出せない。

したがって、本件においては、外来性（外因性）の要件を充たさず、被共済者の身体障害は、「不慮の事故」にあたと判断することはできない。

## （２）因果関係

- ① 申立人は、共済団体が作成した書面の中の「ご申告の転倒は不慮の事故と認識しております」という文言に関して、本件転倒は不慮の事故に該当すると認めたものであり、共済金請求に応じないのは理解できないと主張するが、共済団体は、本件被共済者の転倒は「不慮の事故」ではあるが、それを「直接の原因」として共済事故が発生した場合に共済金を支払うのであって、本件転倒事故が「直接の原因」とは判断できなかった、としている。ここでは、原因と結果の関係について「直接性」が問題とされているわけである。

- ② 「直接の原因」とは、わが国の因果関係論において通常用いられる相当因果関係という概念よりも、より厳しい因果関係を求めているようにも解釈できなくはない。しかし、共済や保険において、約款が「直接の原因として」と定めているからといって、これを「相当因果関係」概念と異なったものとして理解しなければならない理由は存在しない。したがって、本件においても、被共済者の転倒と発生した身体障害の間に相当因果関係が認められるか、という観点から検討する。

- ③ 被共済者の転倒と発症した脳皮質下出血との間に相当因果関係があるか、という問題となるが、一般社会通念に照らせば、頭部に何の病変を有していない者が、転倒により、外傷を認めることができない程度に頭部を打ったからといって、それによって脳皮質下出血を発症するとは考え難いといわざるを得ない。

したがって、被共済者の転倒と脳皮質下出血との間に相当因果関係が成立すると認めることはできない。

以上により申立人の請求は認めることができない。